

第十三回 参議院外務委員会會議録第二号

昭和二十七年二月十二日(火曜日)午前
十時五十五分開会

委員の異動

十二月十五日議長において平林太一
君、岡田宗司君、中山福蔵君及び大隈
信幸君を委員に指名した。

一月十八日議長において兼岩傳一君を
委員に指名した。

二月十一日委員會益君辭任につき、
その補欠として、吉川末次郎君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 有馬 英二君
理事 德川 順貞君
野田 俊作君

委員

杉原 荒太君
國 伊能君
平林 太一君
伊達源一郎君
大隈 信幸君
兼岩 傳一君

國務大臣

國務大臣 岡崎 勝男君
賠償政務次官 入交 太蔵君
外務政務次官 石原幹市郎君

外務省

外務省長 倭島 英二君
外務省次官 土屋 隼君
外務省条約局長 西村 熊雄君
事務局長 久保田貫一郎君

常任委員

常任委員 久保田貫一郎君
會專門員 久保田貫一郎君

常任委員 坂西 志保君
會專門員 坂西 志保君

本日の會議に付した事件

理事の互選

○台湾引揚者の接収財産返還等に関する請願(第三一〇号)

○台湾引揚者の接収財産返還に関する請願(第一八九号)

○台湾引揚者の接収財産返還に関する請願(第三三〇号)

○米國まぐろの關稅問題に関する陳情(第九三三号)

○奄美大島の日本復帰に関する陳情(第一三五五号)

○漁船の不法な捕防止等に関する陳情(第二一九九号)

○國際情勢等に関する調査の件(賠償問題に関する件)

○委員長(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

に吉川末次郎君の御両君を理事に指名いたします。

○委員長(有馬英二君) 次に現在までに當委員會に付託になりました請願並びに陳情を審査いたします。專門員をしてその趣旨を説明いたさせます。

○專門員(坂西志保君) 台湾引揚者の接収財産返還に関する請願が三通来ておりますから、これをまとめて申し上げます。請願第三一〇号、秋山俊一郎議員の紹介で、請願者は長崎県佐世保市役所内兵崎優三氏三名です。台湾引揚者は多年に亘つて築いた地盤と資産を残したまま内地に引揚げたのでありまして、無一物のために引揚げ後の生活は血のにじむような辛苦に喘いでいるのでありますから、講和条約の締結されたこの際、一、在外接収財産の補償返還、二、接収財産の償還比率は現在の貨幣価値に換算すること等を実現されたいとの請願であります。

○委員長(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

○委員(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

算するよう取計らわれないとの請願であります。

○委員長(有馬英二君) 本件を如何取計らいますか。……別に御意見がございせんが、本件はこれを採扱

し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定することに御異議ございせんか。

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(有馬英二君) 次の陳情を……

○專門員(坂西志保君) 次は陳情第九十三号であります。米國まぐろの關稅問題に関する陳情。陳情者は東京都千代田区丸の内三ノ四日本商工會議所會頭藤山愛一郎氏であります。米國まぐろの關稅法案は、先に下院を通過して、上院財政委員會の審議に移され、同委員會は本年一月の議會再開を待つて公聴會を開く予定と伝えられるが、我が國は米國におけるまぐろの關稅關稅の固定税率復歸により、その輸出を阻止され、更に今回の生鮮及び冷凍まぐろの關稅の賦課によつてその唯一の輸出市場を失ふこととなれば、ひとり關係産業の致命的打撃にとどまらず、これによつて日本經濟の弱体化を招き加えることは必然であるから、政府は、米國実業界その他各方面の公平な判斷に訴え、この問題が關稅立法の手段によらず、業者間の會談交渉により、速かに圓滿解決に到達する途を選び得るよう、万全の措置を講ぜられたいとの陳情であります。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

○委員長(有馬英二君) 右陳情につきまして政府から何か御説明がありますか。

つてもまず／＼盛んでございまして、今年の一月二日に一隻、十三日に四隻、集团的に拿捕されております例もございいます。何ら昨年来この状態が改善されていらない実情でございいます。なおこれは従来、大韓民国、北鮮、或いは台湾等の周辺の諸国を含んでおりますが、最近では専ら中共によつて拿捕されるものでございいます。韓国その他

は何であるか、現に今岡崎國務大臣がマツカーサー・ラインを越えたり越えなかつたりしておるといふうな、而もその説明が非常にあいまいである。それからそのマツカーサー・ラインが問題なのか、東支那海、日本海というような境界が問題なのか、若しその境界が問題であるとするならば、一体そ

よつて証明するか、一方的に日本が不法と認めて、それでいいのか。それからネール氏を介して云々という、そういうふうな問題があり、これは非常に複雑な問題だから、私はこの陳情を今委員長の提案のように処理されることには特に異議は申立てませんが、この問題にはもう少し慎重に、詳細に私は拜

大臣が海上保安庁の拡充については着準備している。こういうふうな発言もあり、私はこの問題については今日の委員会とは言いませんけれども、近い委員会において科学的な根拠に基づいて詳細な説明を承わり、私はこの委員会において審議される、そこでいろいろ承りたいことがあるということだ

○委員長(有馬英二君) 次に国際情勢等に関する調査を議題といたします。本日は賠償問題、日米加漁業条約、いわゆる李承晩ラインの問題につきまして検討をいたしたいと存じます。なお一言申上げておきますが、大分時間が遅れましたので、多数御質問がある

場合には至願今日一日で終了しないか
ということを恐れるのであります。時
間は委員一名大体十分くらいにお願い
をいたしたいと思うのであります。

如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○兼岩傳一君 何のためにこういう重要な問題を、そういう簡略な扱いをされるのですか。例えばこの国会は通常国会で、まだこれからたくさんのお期日もあり、この外務委員会は実際に外務問題が、外交問題が国民の死活の問題でありながら、碌に開催もされてない。開店休業の状態である。たまたま開店すれば時間が遅いから十分である。そういう議事の運営方法は誰がきめたのですか。

○委員長(有馬英二君) 今日は開会が十時からなつておつたのであります。が、委員のかたで大分遅く御出席になつたかたがありまして、甚だ予定よりも遅れたのであります。これから多分一時間或いは一時間半かかりまして、八名のかたが皆、或いは七名のかたが質問されるといたしますと、到底それが満足に行かんと存じておるのであります。若しどうしても時間が足りませんときには、次回に継続いたして一向差支えないのであります。取りあえず本日は御一名十分くらいにして頂きたいと私は考えるのであります。

○兼岩傳一君 そういうやり方もあるでしょうけれども、やはり私は外務委員会の運営の全体のプランを立てて、そうしてそういうふうな今日は時間がないから十分ずつにする、そういう態度でなく、一体この国会においてどういふ問題をどういふふうに取り上げて行くか、そのためにどういふ日程を組むか、そのためにはどういふ方法によつて審議を進めるか。そうして国民の前に全貌を明らかにするかどうかというよう

に、もつと本質的な態度で外務委員会の運営を望みます。従つて今日一回だけ十分というふうなことに強いて反対はいたしません。が、そういうやり方に根本的に私は反対いたします。つまり理事も選出されましたし、我々もそれに参加いたしますから、全体として速かに運営の方針をきめられて、午後によつたつてよろしい、明日続けたつてよろしい、時間は十分にあるのですから……。そういう運営の方法に対して私は反対いたしたいと思ひます。委員長如何ですか、そういうふうな運営して頂けませんか。

○委員長(有馬英二君) 只今兼岩委員のお説であります。御尤もでありまして、先般委員長並びに理事の会合をいたしまして、本日こういう工合に運営するということをきめたのであります。今後の運営につきましては、重ねまして委員長並びに理事の会合をいたしまして、十分検討をして慎重に運営をしたいと存じます。さよう御承知を願ひます。

○兼岩傳一君 そうすると、そういうふうなやられると漁業の問題と賠償問題は各自十分ずつの討議で終るといふのですか。今日の質疑については機会均等に十分ずつの発言にしようという意味ですか。

○委員長(有馬英二君) 大体終るかと思ひますが、終らなければ次回に延長いたして一向差支えないと思ひます。

○兼岩傳一君 それは終らないことは明瞭だと思ひます。十分ずつに限定するのですから……。終るかも知れぬ、終らないかも知れぬ、併し限定して

るといふことで終らないということは明瞭です。

○委員長(有馬英二君) 取りあえず賠償問題から入りまして、賠償問題につきまして政府当局の説明を願ひます。外務省アジア局長倭島英二君。

○兼岩傳一君 委員長、議事進行について……今日の委員会はですね、法律案の審議についてやられるのですか、どうもわかりにくいですね。何をどういふ調査審議をして、どういふ成果を取るために、どういふことを議題にして……今日の招集の真意がわからぬですね。〔同感〕と呼ぶ者あり。

○委員長(有馬英二君) 只今政府委員から説明があります。〔まあ聞いて見ましうと〕と呼ぶ者あり。

○政府委員(倭島英二君) 今日まで現在の賠償問題の状況の極く概要を申し上げます。

御承知の通り賠償問題は、昨年のサンフランシスコにおける平和条約の十の四に基きまして規定せられておる賠償関係の問題でございまして、特にこの賠償問題につきましてはインドネシアとフィリピンの二国から、できるだけ早く日本と平和条約に基き賠償問題の協議をし、更に問題を協定したいという意向の表明がありましたので、御承知の通りインドネシアからは昨年十二月から本年の一月にかけまして賠償使節団が東京に参りました。その際に数回に亘り正式の会談並びに非公式の会談がしばしば行われたのであります。その結果一月の三十一日に双方の政府から発表いたしましたような賠償に関する中間協定案が協定されたわけでありまして、この賠償中間協定案は、

平和条約の発効後速かに双方の政府が調印をするという建前を双方の政府に勧告をするという建前の了解でございまして、まだ中間協定は案の程度でございまして、協定そのものにはなつておりません。併しなごら成るべく早くインドネシアとしてもこの賠償問題についての一つの見通しを立てたい、その見通しを立てることが、インドネシアにおけるところの平和条約の批准と密接なる関係を持つてゐるから、成るべく早く見通しを立てたいという強い要望がありまして、日本政府といたしましては平和条約の批准の問題に強い関心を持つております関係上、インドネシアという一語をしまして、先般発表のようになつた了解に達したわけでありまして、インドネシアとの賠償に関する中間協定案の内容は、戦争損害そのものについては現在まだ双方において合意に達するわけに行きませんで、従つてその問題は将来又討議をする。それから賠償総額というところにつきましては、ほかの賠償を請求する国の要求額がはつきりしない以前においては、日本としてはこれに幾ら賠償をするかという総額は協定し得ないということをインドネシアのほうも了承いたしましたので、賠償総額と申しますか、賠償の総額の問題はこれ又将来の会談で決定をするものになりまして、先般の会談のときに了解に達しましたことは、賠償とは一体どういふことをやるのかという、そのことについて平和条約に書いてありますものを多少具体的にきめたというものが実際の成果であります。インドネシアのときにきまりましたその賠償の内容は、主だったものが四つございまして、この協定は勿論平和条約

に基くものであります。第一は、製造加工に対して日本側が役務を提供するというのが一つ。それから第二は、沈船引揚に対して役務を提供するというものが一つ。それから農業、工業、その他銀行業とか、いろいろな関係に対して技術的な協力をするというのが一つ。それからインドネシアの人の日本で技術的に教育するというのが一つ。大体この四つの大きな種類に亘りまして日本側が将来協定される賠償の総額のうちで、それから日本の経済力の許す範囲において役務を提供する、こういうのが先般の了解の实体でござい

ます。勿論これだけの協定了解ではインドネシア側も満足し得ないというところで、大分議論があつたのであります。が、結局現在の状況としては止むを得ないということで、この前の中間協定案になつたわけでありまして、なおその際に、今年の一応五月頃更に次の会談をインドネシアで開いて、できれば最終的な協定をしたいということになつておりますけれども、それもほかの賠償国との交渉状況によつては、更にその時と所の問題は又話し合ひしようというところになつております。それがインドネシアの賠償関係の大雑把な状況でござい

ます。

それからなおフィリピン関係でも、インドネシアに次いで速かに日本と交渉を開始したいという希望があり、更にフィリピン政府から、日本側から代表団を派遣しろという要求がございまして、その御存じの通り日本から津島全権が現在マニラに参りまして、フィリピン政府と交渉中でありまして、フィリピンとの交渉の様子は、これも新聞等で御存じと思ひますが、これまで二

週間余りも交渉しました結果、まだ妥結に至っておりません。フィリピン側としては三つの大きな要求を持つておりまして、一つは戦争損害額、即賠償額ということ、八十億ドルを日本側が支払え、第二の点は十年か十五年の間に支払え、それから第三の点は平和条約が発効する以前においても何らか日本側が誠意を示す意味において、中間賠償をやれという、三つの大きな要求を出して参りまして、これに對して勿論我が代表団のほうでは諸般の状況を説明し、インドネシアのときの例等の話をして折衝をしておるわけでありまして、結局又最近、フィリピン側と極く最近問題になつております傾向は、賠償の総額というものは、或いは賠償の支払期間というものは現在きまらないかも知れないが、賠償の全体の八十億のうちをせめて一割、八億ドルに相当する賠償支払について、何らか日本政府はフィリピン側と約束しろというものが現在のフィリピン側の要求であります。目下その件につきましては日本政府において研究中でございます。

なおほかの国も、将来条約関係が結ばれますならば、ビルマなどもサンフランシスコ条約の条項に倣いますれば、同様の賠償問題が生じておられるので、まだ問題になつておりません。

それから仏印三国等においても賠償の問題が生じているかと思ひますが、これもまだ賠償問題は直接に取上げられておりません。その他の国もまだ何ら賠償問題の交渉は問題となつておりません。極く概要を申し上げますと、賠償

問題は今日はそのような状況でございます。

○委員(有馬英二君) 只今の御説明につきまして、或いは賠償問題全般につきまして御質疑はございせんか。

○平林太一君 只今アジア局長から一応の報告を受けたのでありますが、極めて問題が大きい性質であるに比較いたしまして、その報告の甚だ抽象的であり、又十分であることを甚だ遺憾といたします。それにつきましても、この際は國務大臣たる、又当委員会の関係大臣たる岡崎君から、実は劈頭におきまして、我が国の目下当面いたしております對外交渉の重大案件に對しまして、私はむしろアジア局長からそのような派生的なことを承る前に、岡崎君御自身が今日の責任のお立場の上におきまして進んで当委員会に對しまして、我々の求めを待つまでもなく、現下の對外交渉に對しまして、只今は賠償の問題が委員長の議事の運営整理の上と申しますか、取上げられてるのであります。私はむしろ今日の對外交渉に對しまする政府のとりております全般的な事柄に對しまして、岡崎君より良心的な、自発的な大綱の説明をいたされることを極めて妥當といたします。若しそれ賠償問題が只今狙上に載つておりますから、これ以外のことは別だといふのであります。それによろしいのであります。賠償問題に對しまする全体の大綱及び今日までの経過といふものを一つ御説明を承りたいと思ひます。

○委員(有馬英二君) 平林委員に申し上げますが、只今議題としてゐるのは賠償問題に限定しておつたのであります。それが、それにつきまして、それでは國

務大臣から何か特に國務大臣自身で説明をされたいと御要望になりますか。或いは外交問題全般に亘りましてはいずれそのうちに又委員会が開かれまして、その時に取上げたいと存じますが、如何いたしますか。

○平林太一君 それは私が申し上げて置きました、賠償問題につきまして……

○國務大臣(岡崎勝男君) 賠償問題だけにしましてお話が十分通らないかも知れませんが、まあ議題になつておりますから、それに対する政府の考え方を申し上げますと、これはサンフランシスコにおける平和条約の第十四条で大筋がきまつてゐるわけでありまして、從つて日本の国民生活の安定を傷つけない範圍で以て得る限り相手国の戦争による被害を何とかしたい、こういうことになりまして、非常に多くの金額を要求されますとこれに應じられないのは、これは止むを得ないところでありまして、併しなから政府の根本的立場としては、単に賠償の要求を値切るという趣旨をいたしてゐるのじやなくして、得る限り賠償の交渉を通じても善隣友好の関係をアジアの諸国との間に樹立をいたしたい。從つて例えば賠償に直接関係がなくとも、その相手国の経済の発展に寄与し得るならば、経済援助というようなことでもできるだけの協力もいたしたい。又賠償問題自体にしまして、日本側に能力のある場合には誠意を以てこれに應じて、その結果がお互に争ひがあつて、両方とも満足しないという形にせずして、十分に相互の理解の下に、成るほどこれは無理のないところであるといふようなこと

で、お互いに満足して行くようにいたしたい。こう思つて努力しておるような次第であります。又それに関連して経済援助等の要求がありますれば、これもできるだけ、別の問題であります。が、應じて相手国の経済の発展に寄与したい。ただこれにつきましてはこちらから余り積極的に出ることはいろいろの関係上慎まなければならぬ。というのは、戦争前或いは戦争中に東南アジアの諸国にはいろ／＼の誤解を招いた、つまり経済侵略と言いますか、何か日本側のほうで無理に出行つて相手国を植民地的に原料の供給国として、こちらから製品を送る、向うから原料をとるというふうなことに、とにかく誤解されがちでありますから、できるだけ注意しまして、相手国の要望のある場合においてこれに誠意を以て協力して行こうと、こういうつもりでおるような次第であります。

○平林太一君 只今御報告を承承いたしましたのでありますが、それでまあできるだけ相手国の氣持に對して儀礼を尽し、それから我がほうとしては誠意を以てこれに當るといふお話でありましたが、誠に妥當のことと思ひます。併しながら只今現実にフィリピンに對しましては使節を派遣して折衝をいたしておると承知いたしますが、それならば実はそのような我がほうにおいて誠意を以て臨んでおるのでありますから、誠意といふものは一方的なものでない、誠意の行われることは相互的なものであり、我誠意を示せば彼又誠意に應ずる、彼誠意を示せば我又誠意に應ずるというものが、我々は誠意といふものを形成するところのその目的であると思ひます。そのような我がほう

誠意をいたして、只今の説明によりますれば、フィリピンと現在当面いたしておるところの事態は非常に遺憾に思ふ。その誠意を事前に政府はフィリピンの当局によく示し、或いはそれに対して了承せしめておつたならば、恐らく今日当面いたしておるフィリピンの八十億ドルというふうなものが第一に先方から示されるはずがなかつた、こういうふうには私は常識的に思うのであります。それが誠意を示しておつたにもかかわらず、更にその効力が現われなくて、当初からフィリピンが八十億ドルというものを示した、そこで今日のような非常にむづかしい事態になりまして、折角の一枚看板にいたしておりました誠意なるものが全く存在価値を喪失してしまつたといふようなことであります。でありますから、その点につきまして私はこの際伺いたいと思ひます。これは、會議をフィリピンにおいて現在やつておりますが、事前に、そういう誠意なるものをフィリピン当局に伝えるという処置を政府がいたしたかといふことをお尋ねいたします。

それから第二には、先刻、サンフランシスコの条約を基本にいたしてやるのである、又その通りであるはずであります。それでありますならば、当然条約におきましては、役務賠償、労働賠償、サービス賠償、そういうことに限定いたしておるのであります。が、八十億ドルというふうな、そういう現金の数字が賠償として出て来たことに對しましては、我がほうといたしましての交渉といたしましては、非常に条約違反であることを今交渉をいたしておるといふように考えざるを得ませ

ん。それでなくてさ、この問題はすでにサンフランシスコの會議におきましての全体の性格といたしましては、賠償は日本に対して課すべきものではないというのがこの条約を作成した国連協章の大精神であります。それでありますから、そういうことは深くこの際、先方にも十分の了解を求めなければならぬ事柄だと思ひます。当時イギリスのヤンガー代表が誠に穿つたことを言つておりましたことを思わざるを得ません。何ものかが出て来るであらうという希望の下に、日本に賠償を要求することは、我々を以てするならば短見者流の考えと言わざるを得ない、日本にそのような賠償を要求するという事になれば当然日本国民の奮激を買うであらう、そしてこの条約の根本の精神に対して非常に遺憾な点を生ずるのであるということを、すでに我が国でないイギリスが、第三者の立場においてかようなことを、我が国の国情に対して、賠償問題に対する見解を下しておるのであります。でありますから、恐らく私は國民の心中には、今日八十億ドルというやうなものを要求されておることに對しましては、胸中ひそかに忿懣おく能わざるものが、全國民の中に私は横溢しておるのじやないかということを思わざるを得ません。無論我がほうも全然この賠償に對して、できるだけ政府の称する誠意を持つて応えようということは國民又ひとしくこれを了承いたしておる次第であります。それでありますから基本はすでにここにありまして、この八十億ドルというやうな我が國力、我が國民の力に何としても納得の行かない、腑に落ちない龐大なる数字という

ものを、今日先方が依然としてこれをして示しておることに對しましては、私は、私は非常に今日の我が國民の感情の上におきまして、折角只今御説明の通り兩國の友好をよくして行こうというところを、非常に阻害するものであるといふのであります。そういう意味を今度參つておきます津島使節等に政府は訓令等をいたしておりますか、そういうことに對しましてどのような交渉に當つておるかというところを一つ伺いたいと思ひます。

○平林太一君 時間は御注意を願ひたいと思ひます。只今八十億ドルのお話がありました。これは八十億ドルに對しまして、つまり数字は先方が譲歩しない。そこでそれはそのまゝにしておいて、取りあへずその内入れといふやうなことで、八億ドルのお話を進められておるものかどうか。その八億ドルを今度若し我がほうはそういうことよろしいといふことになつた場合に、この八十億ドルを先方は要求しておるというところをどうする關係、そういうものはどういふふうになりますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは詳細正確なことは津島全權が帰つて来て十分報告を受けてから申上げたいと思ひますが、私の感じと言ひますか、私の見るところでは、この先方の計算する損害額といふものが一つ出て来ることはこれは當然であります。どういふ基礎にするにせよ、それからこちら側の支払の能力といふことはこれは別途に考へらるべきものであつて、八十億ドルと言はれるのは恐らく先方の計算による損害の類だろつと思ひます。こちら側がこれのうちのどれだけの支払能力があるかといふことは、これは又別途の問題でありまして、今度その一割といふのは恐らく支払の能力から勘定して、それくらゐを基礎にしないで、だん／＼話を進めて行つたらいふやないかといふやうに想像いたすのであります。これは正確にやありますから、いづれ後はお答え申上げます。

○平林太一君 その点につきましては非常に重大な問題でありまして、八億ドルということに、又その次に十億ドル、又次に五億ドルというやうなことで大體最高額を示されてない。それから期限も無期限であるといふやうなことになるやうなところ、非常にこれは重大でありますから、これは八億ドルの問題につきましては安易にお考えになりませんで、將來によつて及ぼす事柄を十分に考慮の上に、この問題に當つて頂きたいと思ひます。それから極く簡単であります。これは私は最後に申上げたことは、非常に對外交渉、いろ／＼これからは外務省で一切の行為を行なつて参ります。米國側がとられております公關外交を建前といたしまして非常に對外外交の秘密といふことは考へられるのであります。それから、あえてこれを何か大衆的な公開までは要望しませんが、例へば米國においては大統領が相手国と取りきめたことに對しまして、それは上院の三分の二の承認がなければ効力を生じない、米國國家を拘束する力を持たない。非常に私は外交の面におきまして考へさせられる点がございまして。我が外交の方針といたしましては、やはりこういうことは十分に御考慮になられまして、我が外務委員会に對しましては、十分なる公開的な考へを以ちまして、そして對外交渉に大いに當られたといふことを、この際特に所管大臣としての岡崎君に私から十分に要望して置く次第であります。

○兼岩傳一君 私は賠償問題で一番心配してゐたことは、条約の締結の當時、これはうまく成功し、これは必ずや失敗に終るであらう、日本のために寄与しないであらうと危惧しておりましたが、今日津島局長の報告から直ちに終局的な結論を出すのはいささかまだ時期尚早であります。明らかにインドネシアに對する交渉の経緯、フィリピンに對する交渉の経緯、内容を拝聴いたしました。これは問題の本質に一つも触れておらない、本質的な問題に對しては解決の糸口にさへも触れていないと考へておるのであります。岡崎國務大臣はこういう経過を辿りながら、これからビルマその他に對しても圓滿な妥結に達する自信をお持ちでしょうか。もし持たれるとすれば、それはどういふ根拠に基いてこれが本質的な解決に、圓滿な妥結に到達し得るといふ見通しを持たれる根拠があるとするれば、どういふ点でしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 我々は先ほど申しましたように、平林委員の申しました通りの基本的な觀念を持つて當つておるのであつて、この我々の考へは必ずや相手國に了解されて、圓滿なる解決に導くものと信じております。

○兼岩傳一君 その基本的な觀念、抽象的な國民の生活の安定であるとか、支払能力とかといふ、そういう抽象的な言葉だけでは非常に便利でありますけれども、具體的な構想はどういふ構想ですか。全体としての構想は、一度も私はこの条約の審議以來政府から具體的な構想を聞いたことはいない。場当たり的に一つ／＼やつて行くといふやうな考へなのか。全体としての賠償問題に對して、平和条約の十四條の抽象的な規定を具體化して行くところの具體的な内容なり、基盤なりは何に基礎を置いて、これから交渉を進めて行かれるのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 日本側で最初にこういう問題を取上げて、誠意を持つて処理したいといふ考へは前から十分先方にも話してあります。併しながらまだ了解するに至らなければ、今後十分納得するように説明をいたすつもりであります。津島全權等は先方に行きましてこれ又いろ／＼努力して了解を求めておりました。だんだん日本側の事情もわかつて来たようであります。先ほど津島局長から申しましたように、八十億ドルといふのをこの一割といふやうな話も出ておるやうであります。これなどもだん／＼彼の理解が進んで来ておる証拠だらうと思ひます。併しながらこれはなかなか大きな問題でありますから、そう短期間のうちに全部片付くとはちよつと予想されないのであります。今度津島全權が行きまして相互の理解が非常に深くなつたといふことになれば、これは非常な一つの収穫である。又更に話し合ひを別に進めることもあり得ると思ひますが、そういう意味で政府としてはいろ／＼努力をいたしておるやうな次第であります。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは詳細正確なことは津島全權が帰つて来て十分報告を受けてから申上げたいと思ひますが、私の感じと言ひますか、私の見るところでは、この先方の計算する損害額といふものが一つ出て来ることはこれは當然であります。どういふ基礎にするにせよ、それからこちら側の支払の能力といふことはこれは別途に考へらるべきものであつて、八十億ドルと言はれるのは恐らく先方の計算による損害の類だろつと思ひます。こちら側がこれのうちのどれだけの支払能力があるかといふことは、これは又別途の問題でありまして、今度その一割といふのは恐らく支払の能力から勘定して、それくらゐを基礎にしないで、だん／＼話を進めて行つたらいふやないかといふやうに想像いたすのであります。これは正確にやありますから、いづれ後はお答え申上げます。

○平林太一君 その点につきましては非常に重大な問題でありまして、八億ドルということに、又その次に十億ドル、又次に五億ドルというやうなことで大體最高額を示されてない。それから期限も無期限であるといふやうなことになるやうなところ、非常にこれは重大でありますから、これは八億ドルの問題につきましては安易にお考えになりませんで、將來によつて及ぼす事柄を十分に考慮の上に、この問題に當つて頂きたいと思ひます。それから極く簡単であります。これは私は最後に申上げたことは、非常に對外交渉、いろ／＼これからは外務省で一切の行為を行なつて参ります。米國側がとられております公關外交を建前といたしまして非常に對外外交の秘密といふことは考へられるのであります。それから、あえてこれを何か大衆的な公開までは要望しませんが、例へば米國においては大統領が相手国と取りきめたことに對しまして、それは上院の三分の二の承認がなければ効力を生じない、米國國家を拘束する力を持たない。非常に私は外交の面におきまして考へさせられる点がございまして。我が外交の方針といたしましては、やはりこういうことは十分に御考慮になられまして、我が外務委員会に對しましては、十分なる公開的な考へを以ちまして、そして對外交渉に大いに當られたといふことを、この際特に所管大臣としての岡崎君に私から十分に要望して置く次第であります。

○兼岩傳一君 私は賠償問題で一番心配してゐたことは、条約の締結の當時、これはうまく成功し、これは必ずや失敗に終るであらう、日本のために寄与しないであらうと危惧しておりましたが、今日津島局長の報告から直ちに終局的な結論を出すのはいささかまだ時期尚早であります。明らかにインドネシアに對する交渉の経緯、フィリピンに對する交渉の経緯、内容を拝聴いたしました。これは問題の本質に一つも触れておらない、本質的な問題に對しては解決の糸口にさへも触れていないと考へておるのであります。岡崎國務大臣はこういう経過を辿りながら、これからビルマその他に對しても圓滿な妥結に達する自信をお持ちでしょうか。もし持たれるとすれば、それはどういふ根拠に基いてこれが本質的な解決に、圓滿な妥結に到達し得るといふ見通しを持たれる根拠があるとするれば、どういふ点でしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 我々は先ほど申しましたように、平林委員の申しました通りの基本的な觀念を持つて當つておるのであつて、この我々の考へは必ずや相手國に了解されて、圓滿なる解決に導くものと信じております。

○兼岩傳一君 その基本的な觀念、抽象的な國民の生活の安定であるとか、支払能力とかといふ、そういう抽象的な言葉だけでは非常に便利でありますけれども、具體的な構想はどういふ構想ですか。全体としての構想は、一度も私はこの条約の審議以來政府から具體的な構想を聞いたことはいない。場当たり的に一つ／＼やつて行くといふやうな考へなのか。全体としての賠償問題に對して、平和条約の十四條の抽象的な規定を具體化して行くところの具體的な内容なり、基盤なりは何に基礎を置いて、これから交渉を進めて行かれるのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 日本側で最初にこういう問題を取上げて、誠意を持つて処理したいといふ考へは前から十分先方にも話してあります。併しながらまだ了解するに至らなければ、今後十分納得するように説明をいたすつもりであります。津島全權等は先方に行きましてこれ又いろ／＼努力して了解を求めておりました。だんだん日本側の事情もわかつて来たようであります。先ほど津島局長から申しましたように、八十億ドルといふのをこの一割といふやうな話も出ておるやうであります。これなどもだん／＼彼の理解が進んで来ておる証拠だらうと思ひます。併しながらこれはなかなか大きな問題でありますから、そう短期間のうちに全部片付くとはちよつと予想されないのであります。今度津島全權が行きまして相互の理解が非常に深くなつたといふことになれば、これは非常な一つの収穫である。又更に話し合ひを別に進めることもあり得ると思ひますが、そういう意味で政府としてはいろ／＼努力をいたしておるやうな次第であります。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは詳細正確なことは津島全權が帰つて来て十分報告を受けてから申上げたいと思ひますが、私の感じと言ひますか、私の見るところでは、この先方の計算する損害額といふものが一つ出て来ることはこれは當然であります。どういふ基礎にするにせよ、それからこちら側の支払の能力といふことはこれは別途に考へらるべきものであつて、八十億ドルと言はれるのは恐らく先方の計算による損害の類だろつと思ひます。こちら側がこれのうちのどれだけの支払能力があるかといふことは、これは又別途の問題でありまして、今度その一割といふのは恐らく支払の能力から勘定して、それくらゐを基礎にしないで、だん／＼話を進めて行つたらいふやないかといふやうに想像いたすのであります。これは正確にやありますから、いづれ後はお答え申上げます。

○平林太一君 その点につきましては非常に重大な問題でありまして、八億ドルということに、又その次に十億ドル、又次に五億ドルというやうなことで大體最高額を示されてない。それから期限も無期限であるといふやうなことになるやうなところ、非常にこれは重大でありますから、これは八億ドルの問題につきましては安易にお考えになりませんで、將來によつて及ぼす事柄を十分に考慮の上に、この問題に當つて頂きたいと思ひます。それから極く簡単であります。これは私は最後に申上げたことは、非常に對外交渉、いろ／＼これからは外務省で一切の行為を行なつて参ります。米國側がとられております公關外交を建前といたしまして非常に對外外交の秘密といふことは考へられるのであります。それから、あえてこれを何か大衆的な公開までは要望しませんが、例へば米國においては大統領が相手国と取りきめたことに對しまして、それは上院の三分の二の承認がなければ効力を生じない、米國國家を拘束する力を持たない。非常に私は外交の面におきまして考へさせられる点がございまして。我が外交の方針といたしましては、やはりこういうことは十分に御考慮になられまして、我が外務委員会に對しましては、十分なる公開的な考へを以ちまして、そして對外交渉に大いに當られたといふことを、この際特に所管大臣としての岡崎君に私から十分に要望して置く次第であります。

○兼岩傳一君 私は賠償問題で一番心配してゐたことは、条約の締結の當時、これはうまく成功し、これは必ずや失敗に終るであらう、日本のために寄与しないであらうと危惧しておりましたが、今日津島局長の報告から直ちに終局的な結論を出すのはいささかまだ時期尚早であります。明らかにインドネシアに對する交渉の経緯、フィリピンに對する交渉の経緯、内容を拝聴いたしました。これは問題の本質に一つも触れておらない、本質的な問題に對しては解決の糸口にさへも触れていないと考へておるのであります。岡崎國務大臣はこういう経過を辿りながら、これからビルマその他に對しても圓滿な妥結に達する自信をお持ちでしょうか。もし持たれるとすれば、それはどういふ根拠に基いてこれが本質的な解決に、圓滿な妥結に到達し得るといふ見通しを持たれる根拠があるとするれば、どういふ点でしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 我々は先ほど申しましたように、平林委員の申しました通りの基本的な觀念を持つて當つておるのであつて、この我々の考へは必ずや相手國に了解されて、圓滿なる解決に導くものと信じております。

○兼岩傳一君 その基本的な觀念、抽象的な國民の生活の安定であるとか、支払能力とかといふ、そういう抽象的な言葉だけでは非常に便利でありますけれども、具體的な構想はどういふ構想ですか。全体としての構想は、一度も私はこの条約の審議以來政府から具體的な構想を聞いたことはいない。場当たり的に一つ／＼やつて行くといふやうな考へなのか。全体としての賠償問題に對して、平和条約の十四條の抽象的な規定を具體化して行くところの具體的な内容なり、基盤なりは何に基礎を置いて、これから交渉を進めて行かれるのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 我々は先ほど申しましたように、平林委員の申しました通りの基本的な觀念を持つて當つておるのであつて、この我々の考へは必ずや相手國に了解されて、圓滿なる解決に導くものと信じております。

○兼岩傳一君 だから十四条に基礎を置いてあの抽象的な規定によつて、具體的にはどういふふうに取り計らうて行かれるか。例えば各国の戦争損害はおよそどのくらいというところの調査をされておられますか。外務省は、各国に与えた一番本質的な戦争損害は、中国を含めてどういふふう調査されておりますか、それを御提出願いたいのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは交渉によつて先方の意見も聞き、そして具體的にそれは調査されるものであります。

○兼岩傳一君 外務省としての調査はどういふふうになつておりますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 外務省としても一応考へておることはあります。が、この際発表することは差控えます。

○兼岩傳一君 なぜですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 正確でないかも知れないからであります。

○兼岩傳一君 どうされるつもりですか、そうした発表はもう少し差控えられとされて、それをどういふ工合に解決して行かれるのであります。戦争損害の問題は……。

○國務大臣(岡崎勝男君) 各国と話し合ひをしてだん／＼正確な数字が出て来ると思ひます。戦争損害なるものはこの際賠償とは関係はありますが、直接の問題ではないのであつて、我々の支払能力が第一の問題となるのであります。

○兼岩傳一君 支払能力は、仮に支払能力と言へば明瞭のようですが、抽象的……、仮に一步を譲つて相当具體的な支払能力に対して、各国に対する

賠償の方針としてはやはりそこで戦争損害が基準になつて来るのではありますせんか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 戦争損害が如何ほどあつても、支払能力がなければ支払えないわけでありまして。

○兼岩傳一君 支払能力は、支払能力のある範囲内においてどういふ方針をとられるのですか。支払能力ゼロだといふならあなたの議論は正しい、承認できるものであるが、支払能力がある限り支払能力というものは変化する、その国の経済政策、貿易政策でもあれば支払能力というものは変化する。だからこの点は暫らく保留して、あとでの討論として……、支払能力がゼロだといふのですか、あなたは。

○國務大臣(岡崎勝男君) ゼロじやないから今交渉をしておるのであります。

○兼岩傳一君 ゼロでなければ、君は戦争損害というものを基準にするかしないか。するとすれば、それに対する調査ができていなければならぬ。その関係をどうするかというこの質問に対して答える必要がある。

○國務大臣(岡崎勝男君) だから支払能力が我々の考慮の中心であつて、戦争損害は直接ではないと、こう申しております。

○兼岩傳一君 何も答えていないじやありませんか、何を基準にして……、それでは支払能力の限界内において支払うのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) それは平和条約第十四条を御覧下さい。

○兼岩傳一君 何です、失礼な……、そんなものが答弁になるか、我々はずね、条約の字句をあげつらうのでな

くて、僕は本質的な批判を持つておるから、こういう質問を出しておるのですよ。言葉の先の遊戯をしておるのでなくして、我々は十四条に立ち帰るのだからだん／＼解決して行く場合に、どういふ難関に逢着するか、どういふ解決の可能性があるか、政府はこれに対して公僕として、威張つた態度で答えるのをやめ給へ。公僕であるところの政府が、国民に代つて、どうしてこの大きな戦争の過失を償つて、そうしてアジアにおいて繁榮して行く日本を築いて行くかというところに問題がある。我々はそういう観点から君に質問しておるのだ。それだけに十四条に立ち帰つて……。

○國務大臣(岡崎勝男君) 政府の役人も国会議員もいづれも公僕でありまして。政府だけが公僕じやない。

○兼岩傳一君 だん／＼大臣は昂奮しておるが、これは他の委員会ではいたしません。ともかくも、政府は、僕の質問に対して、十四条に立ち帰るのでなくして、十四条から、これからどういふふうにして日本が進んで行くかという態度に立ち直つて答弁し給へ。

○國務大臣(岡崎勝男君) だからさつき倭島局長から言つたじやありませんか。例えば、沈船の引揚がある、例えばプロセツシングがある。我々こちらから銀行とか農林とかいろいろな方面に技術者を出す。向うのほうから希望があれば、向うの技術者をこちらで養成する。これらはすべて具體的な話合ひです。

○兼岩傳一君 そういう校葉末節に入つたことを聞くのでなく、戦争損害の

額と日本の支払能力との関係をどう調節して行くかということを知りたいのである。

○國務大臣(岡崎勝男君) だからそれは支払能力が問題であると、こう申ししております。

○兼岩傳一君 そういう詭弁を以てちよろまかすことはやめてもらいたいと思ふのだ。相手国は多数なんですよ、戦争をして日本が荒らしまくつた国々は。まだ中国の問題は、今僕は全然問題にしていない。一応中国は除外して君に質問して、然る後に、中国の問題に及んで行こうと考えて、先ずその基礎的な問題を聞いておるのだ。だから支払能力があるから沈船を引揚げろのだという、そういう頼ましい答弁をしないで、支払能力がある、これは変化しておるのですが、この問題にも触れなければいかんと思うが、変化して行くのだ。日本の支払能力にしてもこつて支払能力がなくなつて来る。他の政策を以てすれば繁榮し、支払能力をだんだん持つて来る。これは変化するものだ。それからアメリカ、イギリスにばかり、原爆の損害から何もかも、補償し、援助資金の支払もだん／＼して行く、高い物を買つて、そういう支払で、そうしたやり方だけで、アジアの国々に対する賠償という問題を、米英その他に一方的に日本の国民の作る価値を流してしまつて、そうしてアジアの方面をおろそかにしておるといふ、政府はそういう政策に進んでおるといふのであるが、私はそういうふうによつと問題を闡明して行くために、第一の前提として、政府はこの支払能力に

て各国に賠償を払う。フィリピン、ビルマ、インドネシア等々に払うための賠償の協定をこれから進めて行く場合に、戦争損害とのギャップをどういふふうにするか。戦争損害というものは問題ないのか。幾ら荒らしまくつても、それに対しては何らの反省も償ひも考えないというのか。それともそういうことをどういふ基準に置くか。基準に置くとするればどういふふうな基準に置いて行くか。その点を明確にして頂きたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) さつきからたび／＼申しておる通りに、日本の支払能力によつて賠償の額といひますか、すべての問題はきまるのであります。そしてその賠償の全体は、二国とは異なる、話し合ひをする国すべてのものを総合して日本の支払能力を勘案してきまるものであるからまだきまりません。

○兼岩傳一君 私が丁度聞こうと思つたところへ到達したのです。第一にあなたの言われる通り、そんなものは個別的に十四条を真向に振りかざしてみたつて、相手が相手にしないからなかなか成功しない。やはり全部の日本の侵略戦争によつて被害を受けた国々の国民の、損害賠償全部が寄り、且つ五大国全部がそれに寄つて、そうして価格を定めるのでなければ、これは到底い結論に落着くことは、日本国民にとつても、或いは先方の、例えばフィリピン、インドネシアにとつても納得するような結論に落着くまいと、その点心配しておる。その点を今聞いておるのであります。アジヤ局長の報告ではまさにそれについて、何ら両方について本質的な解決については、私

は非常に望みが薄いということに、私はこれを了承しておるのですが、その点はそれで大臣は、これから関係国全部を集めて、そうして今私の言つたような形でやるのですか。やはり一國一國を相手にして行くのですか。若し一國々々を相手にして行くのであれば、戦争損害というものはどうされるのですか。考えないのですか。それは目安にならないのですか。なるかならないか、はつきり言つて下さい。

○國務大臣(岡崎勝男君) あなたは、私の言うことを非常に誤解されておりますが、五大國なんという言葉を一言も私は言つたことはありません。なお、倭島局長が先ほど報告したように、例えばインドネシアと話をしても、ほかの國との話もあるから、額はきめられないと、こう申しただけでありまして、やはり方は各國とおの／＼個別的にやつて行くのであります。

○參事傳一君 額をきめないで、ずつと各國と下折衝しておいて、下折衝したものを全部又總計して、問題の本格的な解決へ行くという意味ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 日本の国民生活を勘案すれば当然そうなります。

○參事傳一君 それでは一つお手並みを見せることにして、今後この委員会へ御報告願うことにして、且つ戦争損害に対する調査の数字を一つ出してもらうことを要求して、次に台湾政府と最近我々の意外とするような方向をとつておられるようですが、そのことと関連して、中国の賠償はどうされるのですか、捨てておくのですか。

○委員長(有馬英二君) 参事委員に申上げますけれども、もうあなたの御質問は十五分になんなんとしておりますから、もうあとそれじや簡単に一つ……。

○參事傳一君 議事進行について……やめてもいいです。僕はこんな大きい問題を、非常に憂慮しておる賠償問題、サンフランシスコにおける平和条約十四条を基礎としてこれを展開して行けば、我々が予見した通りの困難に次ぎ次ぎと行き当つて行く。答弁するに十四条に行くと坊主がお経を頼りにするような答弁しかできなくなつて来るのです。これは事実がこれからおい証明して行くからよろしい。僕は賠償問題については、結局講和条約の本質から出て来る、もう／＼の現象がそれから出て来るわけです。問題の本質は条約にあるのです、だから十分これは……いろ／＼な角度から討議の機会がありますように、委員長に議事進行について伺いますが、賠償問題はこれで終了ですか。

○委員長(有馬英二君) 本日は賠償問題の全般の概況を聞いておるのですから、更に日を改めまして、又詳細に賠償問題について政府からいろ／＼のことについて伺う機会があると思ひます。

○參事傳一君 それじや私はもう結構です。

○委員長(有馬英二君) それでは賠償問題につきまして、なお御質疑がございましょうか。

○國伊能君 極めて簡単にアジア局長に一つお伺いいたします。只今すでに講和条約にもございますように、技術賠償、その中にやや具体的な形として

は、沈船引揚の文字が条約に出ております。ここでインドネシアと御交渉になつた過程におきまして、この技術、加工或いは沈船引揚の実質的な資金負担の点はどういうお話し合いになつておりますか。

○政府委員(倭島英二君) 経費の負担の点だと存じますが、経費の負担の点は、先般のインドネシアとの協定におきましては、役務は日本政府の負担において提供するという書き方になつております。従つて役務に関する限りは日本側が提供する、但し御存じの通りの括りが入つておりました、外貨の負担は日本政府にかけないということになつております。従つて外貨の関係は、まあそこで起つて来ないという建前になつております。

○國伊能君 只今のをもう少し具体的に伺いますと、沈船の引揚という仕事を一つするにつきまして、日本からサルベージの船を送る、これに乗つておる労働者その他は日本政府が支払う。なおこのサルベージの船を出す船の費用一切は日本から出し、そうして船を引揚げて向うに渡す、これは余り外貨に關係がないと思ひますが、全費用を日本政府が負担するわけでありませんか。

○政府委員(倭島英二君) サービスに關する限り全費用を負担することになると思ひます。その具体的な場合に當りますと、その役務と申しますか、サービスがいろ／＼分れて参ると思うのでありますが、先般の了解に達しました協定案においては、具体的な仕事を、例えば或る期間を限り、或いは或る仕事を限り、それからそういう問題についてのサービスの提供方法を具体

的にきめることになつております。その際に又具体的な問題で、例えば今の御指摘の沈船引揚というような場合に、いへば、いろ／＼なサービスを具体的に含むわけがございしますが、原則的にはサービスは日本側の負担ということになつております。

○委員長(有馬英二君) 私から倭島局長に伺いますが、先ほどインドネシアとの協定の際に、技術を提供するという話がありましたけれども、もう少し具体的にその方面につきましてお話を伺いますが、如何なる技術を提供するのですか。

○政府委員(倭島英二君) 実はその技術の提供というのは、いろ／＼な部門があり得ると思ひます。サンフランシスコの平和条約によりまして、英語でサービスと言つております。そのサービスというのを、実はサービスという言葉はいろ／＼な意味に使われますので、それを具体的に各國と協定をしたというところで会談をしたわけでありますが、そのサービスの中で技術、つまりサンフランシスコ会議の書き方においては製造工程におけるサービスの提供、それから沈船引揚におけるサービスの提供、それからその他の仕事におけるサービスの提供、こういうような書き方になつております。それでまあ考え得ますことは、やはり技術を提供するということに落着くのではないかと、このことで、話し合いが技術の提供というところにきまり、先ほど申し上げましたような大きな四つのくくりができたわけでありまして、その技術は、先般インドネシアとの交渉のときには、例えば第三番目に先ほど申し上げました農業だとか、工業だとか、漁業だとか更

「散会」と呼ぶ者あり」

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く賠償庁関係者命令の背置に關する去事

二百八十六号)の施行に関する事務」を削る。

書への加付について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

通過して、上院財政委員会の審議に移され、同委員会は明年一月の議会再開を

が、わが国は米国におけるまぐろ罐詰関税の固定税率復帰により、その輸出を阻止され、さらに今回の生鮮および冷凍まぐろ関税の賦課によつてその唯一の輸出市場を失ふこととなれば、ひとり關係産業の致命的打撃に止らず、これによつて日本經濟の弱体に拍車を加へることは必然であるから、政府は、米國実業界その他各方面の公平な判斷に訴へ、この問題が関税立法の手段によらず、業者間の会談交渉により、すみやかに円満解決に到達する途を選び得るよう、万全の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一三五号 昭和二十七年一月十六日受理

奄美大島の日本復帰に関する陳情

陳情者 奄美郡島知事 中江実

孝外一名

奄美大島は、日本が侵略または征服によつて獲得したものでなく、有史前から民族的にも歴史的にも日本の純然たる領土として数千年來日本國民と運命を共にしてきた最古の島であるから、当然日本に復帰すべきものである。もし不幸にして復帰が遅延し、あるいはうわさの如く信託統治に関する問題が米國より提案され何等かの取決がせられる際には、現地住民の代表を参加せしめられその總意を存分にひききする機会を与へられたいとの陳情。

二月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、台湾引揚者の接収財産返還に関する請願(第三三〇号)

第三三〇号 昭和二十七年一月二十四日受理
台湾引揚者の接収財産返還に関する請願
請願者 広島市下柳町六二広島台湾同志会内 藤田敏男

紹介議員 山田 節男君

台湾引揚者は、多年にわたつて築いた地盤および資産を残したまま終戦によつて内地に引き揚げたのであるが、無一物のため、引揚げ後の生活は、血のにじむような辛苦にあえいでいるから、講和条約の締結されたこの際、(一)在外接収財産の補償返還、(二)接収財産の償還比率は現在の貨幣価値に換算すること等の実現を図られたいとの請願。

二月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、漁船の不法な捕防止等に関する陳情(第二一九号)

第二一九号 昭和二十七年一月三十日受理

漁船の不法な捕防止等に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工會議所会頭 藤山愛一郎

最近一箇年間に不法な捕された漁船は百八隻に達しなご激増の傾向にあつて、だ捕防止委員会の活動では如何ともできない実情にあるが、講和条約、日米安全保障条約も締結された今日、米軍の協力もしくは日本巡視船の武装によつて漁場の安全を図り、不法な捕による損害の國家補償制度を確立し、また現在抑留船員ならびにだ捕船のすみやかな帰還または返還を交渉し、マ

ツカーサー・ライン制限の撤廃を行うとともに、關係國との間に漁業協定の締結促進の処置をとられたいとの陳情。